○上市町自主防災活動助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成２年上市町規則第２号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町自主防災活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付）

第２条　町長は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の自助及び共助による地域防災力の向上のため、上市町内の自主防災組織（上市町に対し届出があったものに限る。以下「自主防災組織」という。）が行う防災訓練、防災知識の普及啓発活動その他自主防災活動（以下「助成事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

（対象経費及び助成金の額）

第３条　助成金の対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、上市町自主防災組織等資機材整備事業補助金交付要綱（平成17年上市町告示第13号）第３条に規定する経費で、自主防災組織が不時の災害等に備えるために保管し、又は整備する防災資機材に要する経費を除く。

(１)　消耗品、炊き出し訓練用材料等の防災訓練に要する経費（防災訓練の参加者に供する飲食に要する経費を除く。）

(２)　講師に対する謝礼及び交通費等の費用弁償並びに配布資料、啓発物品等の防災知識の普及啓発活動に要する経費

(３)　その他自主防災活動の実施に要する経費として町長が認めたもの

２　助成金の額は、前項に規定する対象経費相当額とし、一自主防災組織につき同一年度内において20,000円を上限とする。

３　複数の自主防災組織が合同で実施する助成事業（以下「合同助成事業」という。）に係る助成金の上限額は、合同助成事業に参加する自主防災組織（以下「参加自主防災組織」という。）がそれぞれその交付の申請の時点で申請可能な助成金の額の合計額とする。

（交付の申請）

第４条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書の様式は、自主防災訓練計画書兼上市町自主防災活動助成金交付申請書（様式第１号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　助成事業の実施に要する経費に係る見積書（写し可）

(２)　その他町長が必要と認める書類

（交付の要件）

第５条　規則第５条の規定により、助成金の交付に付する要件は、次に掲げるとおりとする。

(１)　助成事業の実施主体が単独又は複数の自主防災組織であること。

(２)　助成事業の参加者のおおむね半数以上が主体となる自主防災組織の会員であること。

(３)　助成事業の参加者の数が15人以上であること。ただし、交付の申請の日の属する月の１日現在の所属世帯数が15世帯未満である自主防災組織においては、この限りでない。

（変更交付の申請）

第６条　助成金の交付の決定を受けた者は、その交付の決定後の事情の変更により助成金の額を増額する必要がある場合には、速やかに、次に掲げる書類を添えて上市町自主防災活動助成金変更交付申請書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

(１)　変更後の助成事業の実施に要する経費に係る見積書（写し可）

(２)　その他町長が必要と認める書類

（変更交付の決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付の決定を行い、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町自主防災活動助成金実績報告書（様式第３号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　助成事業に係る領収書（写し可）

(２)　購入物品等の写真

(３)　助成事業の実施状況の写真（職員の派遣がない場合のみ）

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付の時期）

第９条　助成金は、規則第６条第１項に規定する補助金等の額の確定後に交付する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年９月１日から施行し、平成17年度分の助成金から適用する。

附　則（平成20年３月31日告示第17号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月27日告示第20号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日告示第45号）

この告示は、平成25年３月31日から施行する。

附　則（平成28年４月28日告示第64号）

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の上市町自主防災活動助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月18日告示第８号抄）

（施行期日等）

１　この告示は、公表の日から施行し、改正後の上市町自主防災組織等資機材整備事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の上市町自主防災組織等資機材整備事業補助金から適用する。